

新型コロナ または 災害によって 家計が影響を受けた学生を対象とした 授業料免除の申請について【特例措置】

新型コロナウイルスの感染拡大または災害の発生により、学生の学資を負担している者（以下「学資負担者」という）が被災したこと等により、授業料の納付が困難となった者に対し、2023 年度後期授業料の全額または一部を免除し、経済的な支援を行う【特例措置】についてご案内します。申請を希望する者は、以下の手順に従い、期限内に申請を行ってください。

※なお予算には限りがあり、申請しても必ず免除が認められるとは限りません。

1. 特例措置の対象となる災害等

1. 新型コロナウイルス感染症（以下「**コロナ枠**」という）
2. 令和 2 年(2020 年)5 月 15 日から 7 月 31 日までの間の豪雨による災害（以下「**豪雨災害枠**」という）

2. 対象者・申請要件等

I) “前期申請”した者(2023 年度前期に申請した者)

・「豪雨災害枠」の申請者：**手続き不要**

・「コロナ枠」の申請者：**「継続申請」または「変更申請」**のいずれかを行う。申請期間・詳細は HP を確認すること。

II) 新規申請者(後期から申請する者)：以下の内容を確認し、申請手続きを行ってください。

対象者（申請できる者）	コロナ枠	次の 1 及び 2 のいずれにも該当する者 1. 学生の属する世帯が次の①,②いずれかに該当する ① 新型コロナウイルス感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として国や地方公共団体が実施する公的支援※1を受けたことがある。 ※1 公的支援については、大学 HP に一例を掲載しています。ご確認ください。 ② 事由発生後の世帯収入が、2019 年度(令和元年度)、2020 年度(令和 2 年度)、2021 年度(令和 3 年度)、2022 年度(令和 4 年度)と比較して、1/2 以下となった。 ※私費外国人留学生は、新型コロナの影響により日本での生活に係る収入が、事由発生前と比べて 1/2 以下となった者を対象とする。 2. 2023 年度授業料免除申請要領【旧制度】の p.4 記載「申請できない者」に該当しない
	豪雨災害枠	次の 1 及び 2 のいずれにも該当する者 1. 令和 2 年(2020 年)5 月 15 日から 7 月 31 日までの間の豪雨災害により、学資負担者の居住する自宅家屋（持ち家に限る。固定資産証明書の納税者が学資負担者であること。）が半壊以上の被害を受けた者のうち、授業料の納付が困難であると認められる者 2. 2023 年度授業料免除申請要領【旧制度】の p.4 記載「申請できない者」に該当しない
要件 申請	学部生は、日本学生支援機構の給付奨学金に関する申請要件があります。詳細は HP で確認すること。	
申請手順	① Web 受付（特例措置専用）をする 2023/9/11(月)9:00～9/25(月)17:00【締切厳守】 ② 書類提出 10/2(月)～10/11(水)17:00【厳守】 ☞郵送の場合は、10/11 の消印まで有効。 Web 受付の URL、提出方法の詳細は HP でご確認ください。	
	HP はこちら 	

3. お問い合わせ

鹿児島大学学生部学生生活課経済支援係(免除担当)

TEL:099-285-7033(コロナ枠)、099-285-7312(豪雨災害枠) メール:gakusein@kuas.kagoshima-u.ac.jp